

ゼロカーボン北海道推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向けて、関係者が目指す姿を共有し、連携・協働しながら、脱炭素化に向けた効果的な取組を進め、全道に拡大することを目的として、ゼロカーボン北海道推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項等)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議等を行う。

- (1)脱炭素化に向けた情報の共有、発信及び普及啓発に関すること
- (2)脱炭素化に向けた取組の検討、実施及び拡大に関すること
- (3)脱炭素化に向けた調査及び研究に関すること
- (4)その他目的の達成のために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、経済、金融、エネルギー、消費者などの団体等から構成する。

- 2 協議会に、座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、あらかじめ座長の指名するものが、その職務を代理する。
- 5 専門的な事項を検討するため、協議会に専門部会を置くことができる。
- 6 専門部会には、部会長を置き、部会長は座長が指名する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外のものの出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、北海道環境生活部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年12月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年1月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月5日から施行する。

ゼロカーボン北海道推進協議会 名簿

(令和5年4月5日現在)

| 分野 | 構成員 |
|-------------|------------------------|
| 学識経験者 | 北海道大学大学院環境科学院 教授 山中 康裕 |
| | 北海道大学大学院工学研究院 教授 石井 一英 |
| 経済 | 北海道経済連合会 |
| | 北海道経済同友会 |
| | (一社)北海道商工会議所連合会 |
| | 北海道商工会連合会 |
| | 北海道中小企業団体中央会 |
| | 北海道商店街振興組合連合会 |
| | (一社)北海道中小企業家同友会 |
| | (株)北海道新聞社 |
| 産業 | 北海道農業協同組合中央会 |
| | ホクレン農業協同組合連合会 |
| | 北海道森林組合連合会 |
| | 北海道木材産業協同組合連合会 |
| | 北海道漁業協同組合連合会 |
| | (一社)北海道建設業協会 |
| | (公社)北海道観光振興機構 |
| | (一社)北海道IT推進協会 |
| | (一社)北海道機械工業会 |
| | (一社)日本旅行業協会 北海道支部 |
| | (一社)全国旅行業協会 北海道支部 |
| 金融 | (株)北洋銀行 |
| | (株)北海道銀行 |
| | (一社)北海道信用金庫協会 |
| | (一社)北海道信用組合協会 |
| | (株)日本政策投資銀行 |
| 運輸 | (公社)北海道トラック協会 |
| | (一社)北海道バス協会 |
| | (一社)北海道ハイヤー協会 |
| エネルギー | 北海道電力(株) |
| | 北海道ガス(株) |
| 家庭 | (一社)北海道消費者協会 |
| | (一社)北海道町内会連合会 |
| 行政 | 北海道市長会 |
| | 北海道町村会 |
| | 北海道 |
| オブザーバー | 北海道地方環境事務所 |
| | 北海道経済産業局 |
| | 北海道運輸局 |
| | 北海道開発局 |
| | 北海道農政事務所 |
| | 北海道森林管理局 |
| (公財)北海道環境財団 | |

※座長、事務局の協議により構成員を適宜追加。